# 地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものの申出の手続に関する省令 （昭和四十三年自治省令第三十三号）

地方公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令（昭和四十三年政令第三百四十五号。以下「令」という。）第二条第一項の申出は、別紙様式第一号による申出書を地方公務員共済組合に提出してするものとする。

###### 一

令第一条第一項に規定する者（その者に係る令第二条第二項に規定する遺族を含む。）が申出をするとき

###### 二

退職年金等を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供しているとき

###### 三

同順位の遺族が二人以上あるとき

##### ２

前項の規定は、令第二条第四項の申出について準用する。

##### ３

第一項の規定は、令第二条第五項の申出について準用する。

##### ４

第一項の規定は、令第二条第六項の申出について準用する。

##### ５

第一項の規定は、令第二条第七項の申出について準用する。

##### ６

第一項の規定は、令第二条第八項の申出について準用する。

# 附　則

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年一〇月一日自治省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年九月三〇日自治省令第二五号）

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一〇月一日自治省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四九年八月三一日自治省令第三二号）

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年一一月二〇日自治省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。